

柿生連絡所機能再編計画概要

1 柿生連絡所の概要

(1) 施設概要

- 所在地 麻生区上麻生6丁目29番18号
- 建築年月 昭和55年10月(築33年)
- 建物構造 鉄骨造地上2階建
- 延床面積 716.19㎡
- 敷地面積 1,372.86㎡

(2) 沿革

- 昭和14(1939)年 柿生村と岡上村を編入。柿生出張所を置く。
- 昭和21(1946)年 稲田地区柿生支所となる。
- 昭和22(1947)年 稲田支所上麻生出張所となる。
- 昭和27(1952)年 稲田支所柿生出張所となる。
- 昭和47(1972)年 政令指定都市に移行。多摩区役所柿生出張所となる。
- 昭和57(1982)年 多摩区から麻生区を分区。麻生区役所柿生連絡所となる。

(3) 現在の機能

ア 証明書発行機能

- ・有人窓口(担当課長1名、非常勤職員3名) 開設時間:平日 8:30~17:00
- ・行政サービス端末(1台) 稼働時間:平日 8:30~19:00
土日祝日 9:00~19:00

イ 地区会館機能

昭和57年7月の麻生区分区後、「麻生区に居住する市民相互の交流及び福祉の増進並びに文化教養の向上」を目的として区民に供用開始

ウ 1階ホール及び展示スペースの地域開放

連絡所の機能再編の結論が出るまでの暫定的な取扱いという位置付けにより、1階ホールと、麻生図書館柿生分館の開設により図書室がなくなったスペースを展示スペースとして、平成16年から、行政の利用していない時間に限り、住民に対し無償で提供
1階ホールについては、麻生区役所における事業や、選挙時の投票所及び期日前投票所として使用

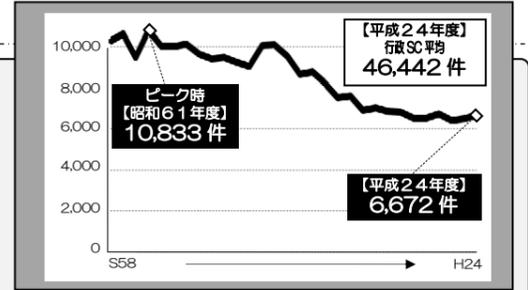


2 柿生連絡所の課題

(1) 証明書発行機能 ~証明書発行体制の検討~

証明書発行件数が減少傾向にあることや、行政サービスコーナーの証明書発行件数と比較しても、件数が少ないことから、有人窓口の廃止も含めた、証明書発行体制の効率化に向けた検討が必要である。

柿生連絡所における年間証明書発行件数推移(窓口のみ)



(2) 地区会館機能 ~地区会館機能をさらに市民が利用しやすくなるための取組~

これまで、地域交流の場として地域住民に利用されており、機能再編後は地域の市民活動支援拠点として位置付け、区として活用を図る必要がある。

(3) ホール及び展示スペース ~今後のあり方についての検討~

暫定的な位置付けにより地域に開放していることから、今後の活用方法についての整理が必要となっている。

(4) 施設の耐震性 ~耐震対策の必要性~

平成21年5月に市が策定した「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針」に基づく耐震診断の結果、平成27年度までに耐震対策が必要な施設として位置付けられている。

3 柿生連絡所機能再編に向けた検討の経過

(1) 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針(平成21年3月策定)

「宮前連絡所と柿生連絡所については、年々証明発行件数が減少しているため、有人による窓口の廃止も含めた証明発行体制の効率化について検討していきます。また、併設する地区会館については、施設の管理運営手法の改善等、市民がさらに利用しやすくなるための取組について検討していきます。」
(宮前連絡所については平成24年3月末をもって廃止済)

(2) 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方(平成25年3月策定)

機能再編実施方針や施設に対する耐震性の必要性などの現状を踏まえ、証明書発行体制の見直しや耐震工事の実施など、柿生連絡所の機能再編の方向性を整理

4 柿生連絡所機能再編計画

「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」及び「柿生連絡所機能再編の基本的な考え方」を踏まえ、柿生連絡所における課題について検討した結果を受け、柿生連絡所について次のとおり機能再編を行うものとします。

(1) 平成26年度末をもって証明書発行有人窓口を廃止する。ただし、行政サービス端末による証明書発行については継続して実施する。

(2) ホール及び展示スペースは、これまでの暫定利用を見直すとともに、それらを含めた1階部分について、地域課題解決に向けた事業実施の場として更なる活用を図る。

活用を想定する事業

子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 区内子育て支援関係者の研修 区内保育園園児の交流(年長児交流会等) おもちゃとしょかん*
スポーツ推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援事業 総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ推進事業の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業: 柿生コロバネーゼ* 防災機能(帰宅困難者一時滞在、備蓄倉庫設置)の強化

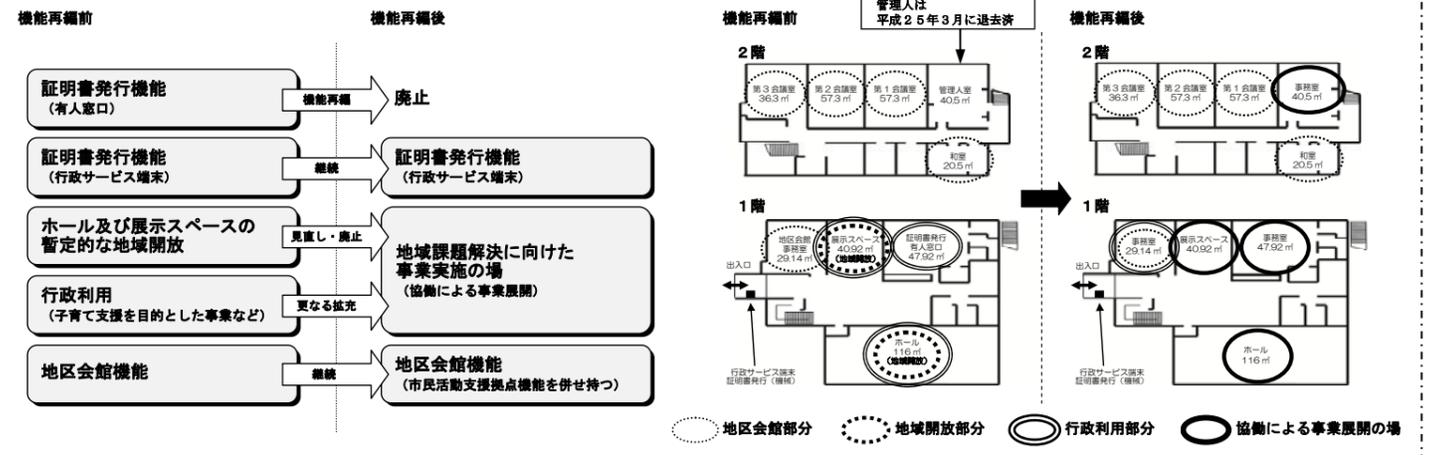
※実施中のもの

(3) 耐震工事を平成27年度中に実施する。

(4) 柿生地区会館は、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設として継続的な活用を図る。

(5) 証明書発行有人窓口の廃止に伴い「柿生連絡所」の名称を廃止とするが、引き続き行政財産として活用を図る。その後の施設の名称については新たに付する。

機能再編のイメージ



5 今後のスケジュールなど

